

非核三原則の今日的論点
— 「核の傘」・核不拡散条約・核武装論—

等 雄一郎

- ① 2006（平成18）年10月9日、北朝鮮が地下核実験を実施したと発表した。特に、核実験の3か月前の7月に北朝鮮が日本海に向けて弾道ミサイル発射実験を行った事実が先行していたため、日本では、北朝鮮の核ミサイルによる脅威があらためて認識され、対抗上、日本の核武装についても議論すべきであるとの発言が与党幹部や閣僚から相次ぐことになり、冷戦終結後に起きた何度かの「日本核武装論」の波の1つとなった。
- ② 政府は、毎年の『防衛白書』で、憲法第9条のもとで、専守防衛、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないこと、文民統制の確保などの諸原則と並んで、非核三原則を堅持すると謳っている。核武装論議が活発になった後も、『白書』と同様に、政府は公式見解として非核三原則を堅持していくと説明しており、核武装論とは一線を画している。
- ③ 広島・長崎の原爆被爆以来の国民意識を背景に、佐藤政権によって「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則が、昭和42（1967）年末に沖縄の「核抜き本土並み」返還が進められる過程で提唱された。非核三原則は、さらに昭和46（1971）年に国会で決議されて、単なる一政権の政策から、国是に格上げされて、今日に至っている。
- ④ 日本は、国内法として原子力の平和利用を規定した原子力基本法を定め、国際法的には核不拡散条約を批准したことから、核兵器を「持たず」「作らない」という原則は、法的な裏づけを有していた。「持ち込ませず」原則についても、日米安保条約第6条に基づく事前協議の対象とされ、制度的な裏づけがあったはずであるが、米国による「核の傘」（拡大抑止）の提供が優先されたために、事前協議制は十全に機能しなかった。
- ⑤ 冷戦期間中、非核三原則の最大の論点は「持ち込ませず」原則が履行されているかどうかであった。冷戦終結後に、米軍が地上配備と海洋配備の戦術核兵器を撤去した時点で、日米間において事前協議制の蘇生をはかって、日米間で「核持ち込み」に関する「密約」を解消できる可能性もあった。しかし、実際には日米両政府間にそのような種類の日米安保体制の信頼性回復に向けた動きは見られなかった。
- ⑥ 冷戦が終わり、国内の55年体制も崩壊して、日米安保条約それ自体とは別の次元で、日本の核政策を柔軟かつオープンに論議できる国内環境が醸成されつつある。近年の「日本核武装論」の興隆もその証しであろう。
- ⑦ 日本が核武装の選択をすれば、国際的に定着したNPT（核不拡散条約）体制を危機に陥れることになる。核武装の潜在的能力を有しながらも敢えて踏み切らない選択を継続することが大切だろう。非核三原則に従いつつ、非核武装の選択を行って、NPT体制を擁護しようという日本の姿勢は、米・英・ロ・仏・中の核兵器保有国＝安保理常任理事国5か国とは対照的に相応の公正さを伴ったものとして世界に印象付けられることになるだろう。

非核三原則の今日的論点

— 「核の傘」・核不拡散条約・核武装論 —

等 雄一郎

目 次

はじめに

I 「国是」としての非核三原則の成立

II 非核三原則と「核の傘」

1 拡大抑止への依存戦略

2 「非核の信条」と「抑止の論理」のはざままで

III 非核三原則と「核持ち込み」

1 旧安保条約時代の「核持ち込み」論議

2 新安保条約と「持ち込ませず」原則の形成

3 「核持ち込み」疑惑と「密約」

4 非核三原則と「肯定も否定もしない (NCND)」政策

IV 非核三原則と核不拡散条約 (NPT)

1 NPT参加前史—原子力基本法の制定

2 日本のNPT参加

V 非核三原則と日本核武装論

1 冷戦期の日本核武装論

2 冷戦後の日本核武装論

おわりに

はじめに

2006（平成18）年10月9日、北朝鮮が地下核実験を実施したと発表し、その後、各国も実施を確認した。世界的に見れば、インドとパキスタンが1998年5月に相次いで地下核実験を行って以来の核実験であった⁽¹⁾。北朝鮮の核実験と同じ頃、イランにも核兵器開発疑惑がかけられており、核実験や核兵器開発のドミノ現象が起きるのではないかと懸念された⁽²⁾。

特に、核実験の3か月前の7月に北朝鮮が日本海に向けて弾道ミサイル発射実験を行った事実が先行していたため、日本では、北朝鮮の核ミサイルによる脅威があらためて認識され、対抗上、日本の核武装についても議論すべきであるとの発言が与党幹部や閣僚から相次ぐことになり、冷戦終結後に起きた何度かの「日本核武装論」の波の1つとなった（V章2参照）。

一方、日本は、毎年の『防衛白書』において、憲法第9条の下で、専守防衛、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないこと、文民統制の確保などの諸原則と並んで、非核三原則を堅持すると宣明している⁽³⁾。政府は、核武装論議が活発になった後も、毎年の『白書』と同様に、公式見解として非核三原則を堅持していくと説明しており、核武装論とは一線を画している。

本稿は、非核三原則とは何かを、それが日本の安全保障政策の中にもどのように位置づけられるのかという観点から概観し、非核三原則をめぐる論点を整理することを目的とする。その

際、非核三原則の形成や変遷を編年的に追うというより、ある特定の論点から見た場合にそれがどのような特徴を有し、現在の課題はどこにあるのかという整理の仕方を行う。世界からの核兵器廃絶が当面は望めそうもなく、逆に核兵器保有国の増加が現実のものとなる中で、日本の非核三原則のこれからをどう考えるべきかの議論の素材としたい。

I 「国是」としての非核三原則の成立

日本は、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を「国是」として、核兵器を自ら保有したり、製造したりせず、他の国が日本に核兵器を持ち込むことも許さないという、宣言政策としての非核兵器政策を約40年にわたって採用してきた。

非核三原則の起源は、昭和42（1967）年12月11日の衆議院予算委員会における佐藤栄作首相（本稿で用いる肩書きは、全て発言・執筆当時の肩書きとしたため、同一人物でも肩書きが違う場合がある。）の「核は保有しない、核は製造もしない、核を持ち込まない」というこの核に対する三原則、その平和憲法のもと、この核に対する三原則のもと、そのもとにおいて日本の安全はどうしたらいいのか、これが私に課せられた責任でございます」との答弁にある⁽⁴⁾。

ただし、佐藤首相が突然新たな原則を打ち出したわけではなく、すでに半年前の5月に、増田甲子七防衛庁長官が類似の答弁をしていた⁽⁵⁾。いわば、12月の佐藤首相答弁は、その時

(1) 既存の核兵器保有国が行った最後の核実験は、米、ロ、英、仏、中がそれぞれ順に、1992年、1990年、1991年、1996年、1996年である（『産経新聞』2006.10.12）。ただし、核兵器の改良等には核実験が不可欠といわれており、核兵器保有国はコンピュータ・シミュレーションや核分裂反応発生直前でプロセスをやめる未臨界核実験（subcritical nuclear test）を行っている。米国は、ブッシュ政権になって以後、2006年夏までに23回の未臨界核実験を実施している（ABC News Online, 2006.8.31 〈<http://www.abc.net.au/news/newsitems/200608/s1728616.htm>〉）。

(2) 『朝日新聞』2006.10.10, 夕刊；『毎日新聞』2006.1.26；『日本経済新聞』2006.10.24, 夕刊など。

(3) たとえば、防衛庁『日本の防衛 平成17年版』2006, p.81；同『平成18年版』2007, p.76。

(4) 第57回国会衆議院予算委員会議録第2号 昭和42年12月11日 p.8。

(5) 第55回国会参議院内閣委員会会議録第9号 昭和42年5月18日 p.7 増田長官「政府の方針として核兵器は製造せず、保有せず、持ち込まずという厳しい方針を岸内閣以来堅持している。」。

点までに政府が表明してきた政策をとりまとめて明確化したものということができる。

たとえば、核兵器を「作らず」という原則は、原子力基本法（昭和30年法律第186号）第2条によって、原子力の研究・開発・利用が「平和の目的」に限られて以来の原則で、「持たず」原則も昭和33（1958）年に岸信介首相が「政策としていかなる核兵器の持たない」⁽⁶⁾と明言して以来の原則であった。また、「持ち込ませず」原則についても、昭和35（1960）年の改定日米安全保障条約の国会審議の際、岸首相が「日本は核装備をしない、また核兵器の持ち込みも認めない」と答弁して⁽⁷⁾以来、政府によって踏襲されてきた。

こうした国内向けの政策表明以上に大切なのは、非核三原則の表明が米国向けのシグナルでもあった点である。直前の11月に訪米した佐藤首相は、首相就任以来の懸案である沖縄問題に関して、ジョンソン大統領から「両三年内」に返還時期につき合意する約束を取り付けた⁽⁸⁾。非核三原則の表明には、「核付き返還」は日本の国内政治上認められないという対米アピールの意味合いが込められていたという⁽⁹⁾。同時に、非核三原則は、核不拡散条約（NPT）への日本の参加を求めている米国にも受け入れられる政策だとの判断が働いていたかもしれな

い⁽¹⁰⁾。

非核三原則の表明に劣らず重要なものとして忘れてならないのが、「核四政策」の表明である。非核三原則が表明された直後の昭和43（1968）年1月30日の衆議院本会議で佐藤首相が明らかにした。それは、非核三原則に加えて、実行可能な核軍縮に力を注ぐ、国際的な核の脅威に対しては米国の核抑止力に依存する、核エネルギーの平和利用に努める、という3つの政策を併せて「核四政策」としたものである⁽¹¹⁾。核四政策は、核兵器に対する否定的立場の表明である非核三原則の意義を相対的に低くすることによって、政府として日米安保条約に基づく核抑止力への依存を明確にする狙いがあったと言われる⁽¹²⁾。これは、非核原則が突出するのを避けて、政策選択の自由度を確保することにより、予想される沖縄返還に関する対米交渉を有利に運ぶためでもあったろう⁽¹³⁾。

その後、昭和46（1971）年11月24日に、衆議院における沖縄返還協定の強行採決後の混乱を收拾するために、非核三原則の遵守と在沖米軍基地の縮小を内容とする「非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する決議」が衆議院本会議で採択された。決議採択に続いて佐藤首相は、「政府として非核三原則を遵守する旨、あらためて厳粛に声明」した⁽¹⁴⁾。政局への対応とし

(6) 第28回国会参議院内閣委員会会議録第30号 昭和33年4月18日 p.18. なお、V章1も参照。

(7) 第34回国会参議院内閣委員会会議録第20号 昭和35年4月19日 p.8.

(8) 「日米共同声明（1967年11月15日）」第7パラグラフ（鹿島平和研究所編『日本外交主要文書・年表 第2巻（1961～1970）』原書房、1984、p.735）

(9) 吉田文彦編『核を追う—テロと闇市場に揺れる世界—』朝日新聞社、2005、pp.296-297の松野頼三元防衛庁長官へのインタビュー。

(10) 同上、pp.301-304のモートン・ハルペリン元国防次官補代理へのインタビュー。

(11) 第58回国会衆議院本会議録第3号 昭和43年1月30日 p.11. なお、「核四政策」という用語は、その後、非核三原則ほどポピュラーにはならなかったが、他の3つの政策も日本政府の核に対する基本的なスタンスとして、現在まで日本の核政策の中心的位置を占めるものである。

(12) 桜川明巧「日本の軍縮外交—非核三原則と核抑止力依存のはざま—」『国際政治』80号、1985.10、p.66.

(13) 佐々木芳隆「核戦略の中の日本」坂本義和編『核と人間 I：核と対決する20世紀』岩波書店、1999、p.245. ; 黒崎輝『核兵器と日米関係—アメリカの核不拡散外交と日本の選択1960-1976—』有志社、2006、pp.204-210. さらに、黒崎氏は同書p.175で、佐藤首相が意識していたかどうかは別に、非核三原則を含む核四政策の表明によって、日本防衛のための弾道弾迎撃ミサイル（ABM、当時の弾道弾迎撃ミサイルは核弾頭を装備していた）の開発・配備という選択肢を日本の防衛政策から排除するという意味も有していたと指摘している。

(14) 第67回国会衆議院本会議録第18号 昭和46年11月24日 pp.16-20.

での国会決議採択であったが、結果的に、核抑止力への依存に力点を置こうとした核四政策の立場が、国会決議によって、もう一度非核三原則という核兵器否定の方向へと重心のシフトを余儀なくされた⁽¹⁵⁾。国会決議と首相の遵守声明により、このとき以来、非核三原則は、単なる「政策」から歴代内閣を拘束する「国是」に格上げされ⁽¹⁶⁾、今日に至っている⁽¹⁷⁾。

II 非核三原則と「核の傘」

1 拡大抑止への依存戦略

平成16(2004)年12月に閣議決定された「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」は、21世紀初頭の日本の安全保障環境が従来と違う点を指摘する。冷戦が終結して以降、米国の9.11テロに見られるように、従来の国家間軍事対立のみならず、国際テロ組織の脅威などが出現して、脅威が多様化している。このため、安全保障政策目標を、日本の防衛と国際安全保障環境の改善の2本立てとせざるを得ない。自らが「力の空白」となって周辺地域の不安定要因とならないために従来通り、必要最小限の基盤的防衛力を保有・整備する必要がある。一方、国際社会が行う国際安全保障環境を改善する努力に積極的に関与する必要もある。特に、日本防

衛に関しては、北朝鮮による核兵器と弾道ミサイルの開発が進んでいることから、弾道ミサイル防衛システムを導入するものの、核兵器の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存すると明記している⁽¹⁸⁾。

このように冷戦終結以降に戦略環境が変わっても、日本は冷戦中と同じく米国の「核の傘」(拡大抑止)の下にあるとされる。拡大抑止に依存するという戦略は、「日米防衛協力のための指針〔1997年9月23日〕^{ガイドライン}」でも、次のように確認されている。「米国は、そのコミットメントを達成するため、核抑止力を保持するとともに、アジア太平洋地域における前方展開兵力を維持し、かつ、来援し得るその他の兵力を保持する」⁽¹⁹⁾。

では、冷戦期間中のいつから日本は米国の「核の傘」に入ったのか。日米安保条約の締結と同時だという見方もあり得るが、論理的には「安保条約即『核の傘』と考えるのは間違い」⁽²⁰⁾であろう。「核の傘」にいつどのように入ったか明確ではないと一般に言われる⁽²¹⁾が、可能性として3つの場合が考えられるだろう。第1は、中国の初核実験後の1965年1月の佐藤・ジョンソン日米首脳会談で「いかなる武力攻撃に対しても日本を防衛する」⁽²²⁾という言葉を得た時点である。第2は、佐藤首相が1967年11

(15) 桜川 前掲論文, p.66.

(16) 国会決議は通常、全会一致を基本とする(ただし、上記の「非核三原則決議」は社会、共産両党所属議員が欠席の中で全会一致により採択された。)ため、これを覆すには、あらためて立法または決議という形で国会の意思表示が必要とされる。このため、この決議以降、内閣の単なる政策変更によって非核三原則を覆すことはできないとされ、その意味で非核三原則は「国是」となったと評価される。

(17) 非核三原則を国是とする最近の首相による答弁としては、安倍首相による第165回国会衆参両院国家基本政策委員会合同審査会会議録第2号 平成18年11月8日 p.3がある。

(18) 「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」のテキストは、『日本の防衛 平成18年版』pp.333-336に掲載。

(19) 「日米防衛協力のための指針〔1997年9月23日〕^{ガイドライン}」の「Ⅲ 平素から行う協力」中の文言(テキストは『日本の防衛 平成18年版』p.371に掲載)。この文言を指して、「核の傘」を確認した表現であると評するのは、川中子真「『核の傘』と日本—INF全廃とそれ以後—」『国際政治』90号, 1989.3, pp.107-108。ただし、川中子論文が対象として評したのは、1997年の新ガイドラインではなく、それ以前の1978年の旧ガイドラインであるが、新旧ガイドラインのこの部分の文言については、新旧に大きい変更はない。

(20) 昭和41年4月18日の記者会見での下田武三外務事務次官の言葉(『朝日新聞』1966.4.19)。

(21) 岩田修一郎『核戦略と核軍備管理—日本の非核政策の課題—』日本国際問題研究所, 1996, p.139.

(22) 「日米共同声明(1965年1月13日)」第8パラグラフ(鹿島平和研究所編 前掲書, p.544)。

月の訪米の成果⁽²³⁾を踏まえて、先に記した国会答弁で核四政策を公表した時点である。第3は、1975年8月の三木・フォード日米首脳会談後の共同新聞発表で「核兵力であれ通常兵力であれ、日本への武力攻撃があった場合、米国は日本を防衛する⁽²⁴⁾」と明言された時点である。

後述のように、第1の時点では、佐藤首相の心中に日本独自の核兵器保有という選択肢もあった(第V章2)と思われる。また、第3の時点に関しては、このコミットメントの取り付けが、日本のNPTへの批准を促進するために、自民党内の反対・慎重派を説得するための国内政治向けのものであったと言われる⁽²⁵⁾。これに対して、第2の核四政策表明の直前の昭和43(1968)年1月19日に、米軍の「核の傘」の象徴とも言うべき原子力空母エンタープライズが佐世保に初入港している。これらの事実を勘案すれば、1967年11月の日米首脳会談から、佐藤首相の非核三原則答弁を経て、翌年1月末の核四政策表明の頃に、日本は米国の「核の傘」に入ったとするのが妥当のように思われる。非核三原則が形作られていく過程と、米国から「核の傘」をさしかけられる過程とが、同時並行で進んでいったと言えらるだろう。

2 「非核の信条」と「抑止の論理」のはざま

ところで、厳密に言えば、非核三原則の要素の1つである「持ち込ませず」原則を日本が追求することと米国から「核の傘」の提供を受けることとは両立しない可能性がある。「核の

傘」、すなわち拡大抑止とは、核兵器保有による潜在的敵対者に対する抑止の効果を、同盟国にも拡大して提供するもので、冷戦期間中は、東西両陣営内で米ソ双方が自らの同盟諸国に提供してきた。日本による非核三原則(特に核兵器の持ち込み禁止)の厳格な追求によって、米軍の核戦力体系の一部が日本周辺で十全に機能しない可能性が生じ、抑止の信憑性が低下しかねないからで、非核三原則と米国の核抑止力への依存は本来的に両立が難しい。

しかし、実際には、次のような諸要因によって、非核三原則と核抑止力への依存政策の2つは日本の安全保障政策において共存することになってきた。第1に、日米安保条約第6条実施に関する交換公文に定める事前協議が、非核三原則の定式化の進展につれて事実上形骸化していった⁽²⁶⁾。つまり「持ち込ませず」原則は、日本周辺地域における米軍の核抑止力の運用を実態として妨げてこなかった。

第2に、軍事技術の発達や米ソの緊張緩和とその後の冷戦終結によって、前方基地に核兵器を配備する意味が希薄化し、反核・反基地運動の政治的リスクを負ってまで核兵器配備をする必要がなくなった。事実、冷戦終結を受けて、1991年にジョージ・ブッシュ(父)大統領は、地上配備の戦術核兵器を全廃するとともに平時に艦船と航空機に戦術核兵器を搭載するのを中止した⁽²⁷⁾。

第3に、日本防衛に関して自衛隊は盾の役割、米軍は槍の役割を担うという役割分担が行

⁽²³⁾ 黒崎 前掲書, pp.193-194によれば、1967年11月14日のマクナマラ国防長官との会談で、佐藤首相は「日本の安全確保のため核を持たないことを決心しているから、米国の核の傘の下で安全を確保する」と明言した。

⁽²⁴⁾ 「日米共同新聞発表(1975年8月6日)」第4項(鹿島平和研究所編『日本外交主要文書・年表 第3巻(1971~1980)』原書房, 1985, p.805)。なお、これが日米の公式文書で「核の傘」を初めて確認したものだと言われ、昭和51年10月の「防衛計画の大綱」に「核の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存する」との方針が掲げられることにつながった。

⁽²⁵⁾ 黒崎 前掲書, pp.258-259。

⁽²⁶⁾ 浅井基文「非核三原則と核抑止依存は両立しない」『エコノミスト』67巻40号, 1989.9.26, p.46。

⁽²⁷⁾ 海洋配備戦術核兵器の全廃以降、軍事評論家の梅林宏道氏によれば、日本に核持ち込みを行っている可能性があるのは、核巡航ミサイル・トマホーク搭載の攻撃型原潜だけである(梅林宏道『在日米軍』(岩波新書)岩波書店, 2002, pp.167-172)。

われ、核戦力については槍の役割の延長線上で理解され、日米間で具体的に米軍の核戦力の抑止効果の詳細が議論されることはなかった⁽²⁸⁾。すなわち、冷戦中に欧州の北大西洋条約機構（NATO）加盟諸国が米国の拡大抑止を確実なものとするために、通常戦力による抵抗から、戦域核兵器を経て戦略核兵器の使用までの諸段階を切れ目なく用意するというNATOの方法論は、日本の安全保障政策としては採用されることがなかった⁽²⁹⁾。

こうして冷戦期間中を通じて、日本は、その安全保障政策において非核政策と核抑止依存戦略を曖昧なままに共存させることになってきた。さらに、先に米国による「核の傘」提供を文書上で確認したと紹介した1997年の「日米防衛協力のための指針」において、「日本のすべての行為は、日本の憲法上の制約の範囲内において、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる」⁽³⁰⁾と、非核三原則の維持を謳っており、この曖昧路線を日米両国は冷戦後においても追認することになっている。

この曖昧な政策の継続は、広島・長崎の原爆被爆以来続く日本国民の核兵器に対する伝統的な拒否感と北朝鮮を中心に生じつつある核兵器による脅威への対応との間で揺れる国民意識、言い換えれば、「非核の信条」と「抑止の論理」のはざまでさまよう国民意識を反映してもいる

だろう。たとえば、平成17（2005）年の『朝日新聞』の世論調査によれば、将来の日本の核兵器保有に86%が反対である一方、米国の「核の傘」への依存が必要だという人が、10年前の平成7（1995）年の18%から39%にまで上昇した⁽³¹⁾。

なお、防衛計画の大綱が、「核兵器の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存する」（傍点引用者）とした点には留意する必要がある。防衛戦略上、米国の核抑止力に依存するのは核兵器による脅威に限られ、その他の大量破壊兵器の脅威に対してはそうではない、と日本は宣言している。これに対して、米国のブッシュ現政権の核戦略を包括的に示した秘密報告「核態勢見直し（NPR）」は、「ならず者国家」などによる生物、化学兵器など大量破壊兵器の脅威に対しても核兵器使用を辞さないことを示唆している⁽³²⁾。日米間に核兵器の役割について戦略認識にズレがあると言えるだろう⁽³³⁾。

このズレは一方で、防衛計画の大綱という宣言政策に基づいて、日本に対する核攻撃以外の事態に対して、政府が核兵器による報復を米国に求めないことを可能にする仕掛けとなり得る⁽³⁴⁾だろう。しかし他方で、日本に対して生物、化学兵器による脅威が生じた場合、日米の調整が円滑に行われなければ⁽³⁵⁾、日本またはその周辺で核兵器が実際に使用される可能性が

28) 日米間の軍事的役割分担については、1978年の日米防衛協力の指針（旧ガイドライン）、1997年の新ガイドライン、そして2006年の日米防衛政策見直し協議最終報告などによって両国の分担関係が次第に明確にされてきた（等雄一郎「専守防衛論議の現段階—憲法第9条、日米同盟、そして国際安全保障の間に揺れる原則—」『レファレンス』664号、2006.5、pp.30-31）が、日本防衛などにおける米核戦力の具体的な役割やそれに日本がどのように関わるかに関する議論は公式には一切行われてこなかった。

29) 岩田 前掲書、pp.139-148。

30) 「日米防衛協力のための指針」^{ガイドライン}〔1997年9月23日〕のII 2の文言（『日本の防衛 平成18年版』p.372）。

31) 『朝日新聞』2005.8.6。

32) 「これが「核の傘」の正体だ」『核兵器・核実験モニター』158・159号、2002.3.15、p.1は、Los Angeles Times紙2002.3.10の報道として、「核態勢見直し」は、生物、化学兵器による攻撃への報復などのために核兵器使用計画を策定することを国防省に求めたとしている。「核態勢見直し」は2001年12月末に米議会に提出され、翌1月に一部が公表された。Nuclear Posture Review [Excerpts], Submitted to Congress on 31 December 2001. 〈<http://www.globalsecurity.org/wmd/library/policy/dod/npr.htm>〉

33) 川崎哲『核拡散』（岩波新書）岩波書店、2003、p.169。

34) 黒崎 前掲書、pp.214-215。

35) 日米間の調整のため、最近、日本有事の際、米国が核の使用をいつ判断し、どんな部隊運用を想定しているか

あることを意味している。「非核の信条」と「抑止の論理」の裏にある対話が今こそ求められていると言えよう。

Ⅲ 非核三原則と「核持ち込み」

非核三原則と「核の傘」への依存政策との軋轢のうちの最大の争点は、米軍による日本への「核兵器の持ち込み」(以下、「核持ち込み」とする。)をめぐるものだった。米軍の「核持ち込み」疑惑と日米両政府の対応をふり返ることにする。

1 旧安保条約時代の「核持ち込み」論議

日本への「核持ち込み」が初めて政治問題化したのは、非核三原則の形成よりはるか以前の昭和30(1955)年3月のことであった⁽³⁶⁾。鳩山一郎首相が、外国人記者団の「日本に原爆貯蔵の要求があったら認めるか」との質問に、「私は『力による平和』の状態は長続きしないと思っているが、もし現在の『力による平和』を正当として是認するならば、認めなければならない」と答えた⁽³⁷⁾。前年には、ビキニ環礁での米国の水爆実験による「死の灰」を日本漁船乗組員が浴びる、いわゆる第五福竜丸事件が起きて、国内に原水爆反対の市民運動が芽生えよう

とした時期にあたり、野党は国会で発言取り消しを求めて鳩山首相を厳しく追及した。最初「仮定上の発言」としていた首相も、結局、「重大な問題だから、ある機会にアメリカと交渉し、原水爆の貯蔵は内地にしないと言質を得ておきたい」と答弁した⁽³⁸⁾。

これを受けて、政府はその後、在日米軍は原爆を保有せず、持ち込むことになった場合も日本の承諾なく持ち込まないとの内容の「重光・アリソン口頭了解」に米側と合意したと国会で答弁した⁽³⁹⁾。しかし、その種の口頭了解は存在しないと米大使館が書簡を日本側に送付し、これに対して、政府は「国会の議論は米政府に何らか特定の態度をとるよう義務付けるものではない」との書簡を米側に送ることになった⁽⁴⁰⁾。このエピソードには、旧安保条約に米軍の行動を日本側として制約する規定がない中で、米軍の「核持ち込み」に対する国内の強い反対論に政府が何とか対応しようとした姿勢が窺えよう。その意味で、このときの議論が新安保条約の事前協議制の契機となったとも言えよう⁽⁴¹⁾。

2 新安保条約と「持ち込ませず」原則の形成

占領及び旧安保条約時代以来の駐留米軍の活動の自由に関する「既得権」を維持したい米国

など日米間で議論することにしたと報道された(『読売新聞』2007.3.20,夕刊;『読売新聞』2007.3.27)。

(36) 宮崎正之「核の『持ち込み』に関する論議の変遷と非核三原則」『調査』5号,1981,p.100.

(37) 『朝日新聞』1955.3.14,夕刊.

(38) 第22回国会衆議院予算委員会議録第8号 昭和30年5月9日 p.33.

(39) 重光葵外相とアリソン駐日米大使が昭和30年5月31日に合意したとされ、重光外相が第22回国会衆議院内閣委員会議録第28号 昭和30年6月27日 p.2答弁で明らかにした。

(40) 「国務省報告書核兵器、核戦争への日本のかかわり(1957年4月22日付)」新原昭治編訳『米政府安保外交秘密文書 資料・解説』新日本出版社,1990,pp.49-51.; U.S. State Department, Division of Research for Far East, Office of Intelligence Research, "The Relationship of Japan to Nuclear Weapons and Warfare," Washington, D.C., 1957, p.8. (http://www.nautilus.org/archives/library/security/foia/Japan/StateOIR57.PDF); 坂元一哉『日米同盟の絆—安保条約の相互性の模索—』有斐閣,2000,pp.175-176の注(34).ただし、当時、米国側書簡などが秘密とされたため、昭和30年7月13日発出の日本側書簡の後も、政府は、国会で「核持ち込み」に関し、「重光・アリソン口頭了解」に基づいて対応する旨の答弁を行った(第26回国会衆議院予算委員会議録第5号 昭和32年2月11日 p.2)が、その後、同了解が法的拘束力を持たないものと答弁の軌道修正を行った。新安保条約の下で事前協議制が創設されたため、以降、同口頭了解が国会で議論されることはなくなった。

(41) 佐々木 前掲論文, p.221.

と、旧安保条約の「従属性」を少なくし、「占領政治体制からの脱却」を目指す岸政権の間で旧安保条約の改定交渉が行われた。その結果、昭和35（1960）年の新安保条約は、米国の対日防衛義務の明文化（第5条）を行い、その義務と日本の対米基地提供義務（第6条）とを交換する形で日米の間の双務性を明確にした⁽⁴²⁾。新安保条約調印と同時に、条約第6条の実施に関する交換公文（公文の当事者の岸首相とハーター国務長官の名から「岸・ハーター交換公文」と呼ばれる）が交わされ、米軍の配置における重要な変更、装備における重要な変更、戦闘作戦行動のための基地使用の3事項について、事前協議制を導入することになった。条約調印同日に発表された岸首相とアイゼンハワー大統領の共同コミュニケで、「大統領は、総理大臣に対し、同条約の下における事前協議にかかる事項については米国政府は日本国政府の意思に反して行動することのないことを保証した」⁽⁴³⁾。事前協議の対象となる「装備における重要な変更」には、「藤山・マッカーサー口頭了解」⁽⁴⁴⁾で「核弾頭及び中・長距離ミサイルの持ち込み並びにそれらの基地の建設」が含まれるとされた。

「核持ち込み」が事前協議の対象となるという原則のほか、新安保条約の国会審議過程で、

核兵器搭載艦の入港は事前協議の対象となる、核兵器搭載艦であっても国際法上の「無害通航」の場合はこの限りでないなど、その後の政府答弁の基になる基本見解が形成されていった。ただし、後者の核兵器搭載艦の「無害通航」に関しては、昭和43（1968）年に政府統一見解が示されて、核兵器搭載艦の領海通過の場合も事前協議の対象とし、原則として許可しないとされて⁽⁴⁵⁾、核兵器搭載艦に対してより厳格な立場がとられるようになった。

以後、非核三原則が唱えられたことと相俟って、米軍の「核持ち込み」疑惑に対して、政府は、米国は日本の意に反して核兵器を持ち込むことはない、事前協議の申し出がない以上は核兵器の持ち込みはないと、一貫して説明することになってきた⁽⁴⁶⁾。

3 「核持ち込み」疑惑と「密約」

昭和56（1981）年5月にE.ライシャワー元駐日大使が、『毎日新聞』のインタビューに対して、米海軍の艦船が核兵器を搭載したまま日本の港に寄港している事実を明らかにし、日本政府もこれを承知していると発言した⁽⁴⁷⁾。それまでも、1974年のラロック元米海軍提督の米議会証言⁽⁴⁸⁾など、日本への「核持ち込み」を

(42) 坂元 前掲書, p.182.

(43) 「日米共同コミュニケ」の2の第3パラグラフ（鹿島平和研究所編『日本外交主要文書・年表 第1巻（1941～1960）』原書房, 1983, pp.990-991, なお、「岸・ハーター交換公文」も同書pp.963-965に掲載。）

(44) 「藤山・マッカーサー口頭了解」については、その存在自体が当初は明らかにされず、第46回国会衆議院予算委員会議録第38号 昭和39年10月7日 p.12 で、藤山外相とマッカーサー大使との間で文章によらない了解があったとの答弁で初めて存在が明らかにされた。その後、外務省が昭和43年4月25日に国会議員に対して内容を提出し、さらに翌44年になって、愛知外相により同口頭了解が衆議院外務委員会で読み上げられ、そのテキストが会議録に掲載されて、全体像が知られることになった（第61回国会衆議院外務委員会議録第5号 昭和44年3月14日 p.16）。なお、同口頭了解で事前協議の対象とされたのは、他に陸・空軍部隊1個師団相当のものまたは海軍の1個機動部隊の配置などの「配置における重要な変更」と「日本基地からの直接戦闘行動」である。

(45) 第57回国会衆議院外務委員会議録第12号 昭和43年4月17日 p.17.

(46) 最近の「核持ち込み」の政府の答弁例として、久間防衛庁長官による緊急時の核搭載艦の領海通過容認発言に対する福島みずほ参議院議員の質問への答弁（「核兵器の日本への持ち込みについて米国が事前協議を行うことは、日米安保条約及びその関連取極に基づく条約上の義務である。（中略）米国より核兵器の日本への持ち込みについての事前協議がない以上、米国による日本への核兵器の持ち込みがないことについて、政府として疑いを有していない。」）がある（第165回国会参議院答弁書第42号〔平成18年12月20日〕）。

(47) 『毎日新聞』1981.5.18.

(48) 『朝日新聞』1974.10.7.

示唆する複数の証言があった⁽⁴⁹⁾が、特にライシャワー氏は駐日大使を務めて日米交渉の第一線を知るばかりか、発言が具体的な日米の外交的やりとりにも触れていたため、米軍の「核持ち込み」疑惑が深まった。

ライシャワー発言の要点は、第1に、日米において「持ち込み (introduction)」の意味内容に認識の相違があることである。Introductionとは、日本領土内に核兵器を配備または貯蔵することを指す。この点は昭和35 (1960) 年の安保条約改定に付随した日米の了解の中では、日米の理解は明確であった。第2に、この理解と日本政府の国民への説明に食い違いが見え始めた時期に同氏は大使に就任したため、大平正芳外相と会談して、introductionという言葉は、日本領海内の米艦船 (すなわち、寄港や領海通過) には適用されないというのが日米の了解であることを大平外相に指摘した、の2点であった⁽⁵⁰⁾。

その後、ライシャワー大使が1963年4月4日付で大平外相との上記の会談内容をラスク國務長官宛に報告した公電が、菅英輝九州大学教授により米国立公文書館で発見された。同大使が大平外相に「核兵器搭載艦船の日本寄港と通過は事前協議の対象外である」ことを説明し、外相も「核搭載艦船の日本への寄港・通過は (introduceに) 含まれない」と確認したことが明らかとなった⁽⁵¹⁾。

また、1972年6月17日付のレアード国防長官からロジャーズ國務長官宛の横須賀の空母母港化問題に関する書簡も、我部政明琉球大学教授により明らかになった。書簡で、国防長官は、第1に、核兵器を搭載せずに空母の日本母港化を行っても軍事的に意味がない。第2に、核兵器搭載空母の日本寄港が法的に問題ないことは、1963年4月のライシャワー・大平協議の合意で明らかである、と主張した⁽⁵²⁾。

こうして、1981年のライシャワー発言が指摘した、^{イントロダクション}持ち込みには寄港や領海通過は含まれないことが米政府の公式見解であり、日本側もこれを承知していた事実が米政府公文書で裏付けられることになった。

さらに米政府文書の公開が進む中で、新安保条約改定交渉最終段階の1960年1月6日付で、前述の「岸・ハーター交換公文」と「藤山・マッカーサー口頭了解」に並ぶ、事前協議に関する「第3の日米合意」とも呼ぶべき合意が作成されたことを示唆する米國務省の複数の公文書が見つかった⁽⁵³⁾。それらによれば、日本政府が未だその存在を確認していないこの合意には、「事前協議は、合衆国軍隊の日本国への^{ディプロイメント}配置における重要な変更の場合を除き、合衆国軍隊とその装備の日本国への^{ディプロイメント}配置に関する現行の^{エントリー}手続、また合衆国軍用機の日本への^{エントリー}飛来や合衆国軍艦の日本領海・港湾への^{エントリー}立ち入りに関する現行の手続に影響を与えるとは解さな

(49) 1972年のハバード元米空軍軍曹の「横田、三沢に各1回核兵器を運んだ」、1974年のハモンド一等水兵の「空母ミッドウェーは核兵器を日本に持ち込んでいる」などの証言の他、米軍関係資料をもとに野党が政府を何度も追及した (『朝日新聞』1974.10.31)。

(50) 前掲注(47)および『朝日新聞』1981.5.31掲載「ライシャワー氏の寄稿 (全文)」。

(51) 『朝日新聞』1999.8.1。電文原文はU.S. Department of State, Incoming Telegram, from U.S. Ambassador Edwin Reischauer to Secretary of State, No.2335, April 4, 1963, 7 PM (Tokyo-Corrected Copy) (http://www.nautilus.org/archives/library/security/foia/Japan/Reisch040463.PDF) 訳文は不破哲三『日米核密約』新日本出版社, 2000, pp.147-152。

(52) 『朝日新聞』1999.5.15。電文原文はLetter, Melvin Laird, U.S. Secretary of Defense, to Secretary of State William P. Rodgers, June 17, 1972 (http://www.nautilus.org/archives/library/security/foia/Japan/DOD061772.PDF)。訳文は不破 同上, pp.147-152。

(53) 『朝日新聞』2000.8.30.; 中馬清福『密約外交』(文春新書) 文芸春秋, 2002, pp.74-80.; 坂元 前掲書, pp.252-266.; 梅林 前掲書, pp.152-155.; 佐々木 前掲論文, pp.230-232。

い」⁽⁵⁴⁾との内容が含まれていることになる。旧安保条約下で米軍の航空機・艦船が享受していた飛来・寄港・通過の自由が継続されることを米側は望んだ。「第3の日米合意」自体の記録が未発見のため、断定は難しいが、ライシャワー発言が言及した「安保条約改定時に明確であった日米了解」は、この合意を指す可能性が高いだろう⁽⁵⁵⁾。

この他、沖縄の「核抜き・本土並み返還」の合意に際しても、佐藤首相とニクソン大統領の間で、緊急時における沖縄基地での核兵器の活用等に関する秘密合意があったことが、現在では知られている⁽⁵⁶⁾。1969年11月21日の日米首脳会談後、佐藤首相は返還後の沖縄から核兵器が撤去され、「事前協議制は沖縄にも適用される」と表明した⁽⁵⁷⁾。しかし、佐藤首相は、若泉敬京都産業大教授を密使としてキッシンジャー国家安全保障担当大統領補佐官との間で沖縄の核兵器などに関する秘密交渉に当たさせた。結果、若泉教授によれば、米側は緊急時には事前協議を行った上で沖縄に核兵器再持ち込みを行うが、日本側は緊急事態の際の米国の必要を理解し、事前協議が行われた場合、遅滞なくそれらの必要を満たすとの秘密合意文書を日米両首脳が交わしたとされる⁽⁵⁸⁾。この緊急時の核兵器再持ち込みの「密約」の存在を、交渉当時のA.ジョンソン国務次官やT.ムーラー海

軍作戦部長も、後に認める証言を行っている。⁽⁵⁹⁾

4 非核三原則と「肯定も否定もしない(NCND)」政策

こうした幾度とない「核持ち込み」疑惑に対して、日本政府は、発言を米政府の公式発言ではなく個人によるものだ⁽⁶⁰⁾と無視するか、先に記したとおりに「米国から事前協議の申し出がない以上は核兵器の持ち込みはない」との見解に終始してきた。米国政府も、核兵器の具体的存在を「肯定も否定もしない(Neither Confirm Nor Deny, NCND)」政策を採用してきてきた⁽⁶¹⁾。日米両政府の言明にもかかわらず、早くも1974年のラロック証言直後の世論調査で、日本政府の「核兵器を持ち込ませたことはない」との説明を信じない者の割合が73%にも上っていた⁽⁶²⁾ことは、事前協議制度そのものの信頼感が失われていた⁽⁶³⁾ことを示している。言い換えれば、「持ち込ませず」原則を起点に、非核三原則の基盤は、成立後まだ間もない時期にすでに揺らぎ始めていたと言えるだろう。

このような事前協議制や「持ち込ませず」原則の信頼感の喪失は、長期的に見て日米安保条約体制の信頼性の低下を招き、さらには日本の主張する非核政策の信憑性にも悪影響を及ぼし

54 訳文は、梅林 前掲書, p.154による。

55 なお、1960年の安保改定時に秘密とされた日米の合意事項のうち、「核持ち込み」と同様に重要な合意として、朝鮮国連軍への日本政府の支援を約束した「吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文」締結(1960年1月19日)と関連した、「国連軍統一司令部の下で在日米軍が戦闘作戦行動を緊急にとる必要がある際には、例外的な対応として在日米軍基地を利用することができる」との内容の合意がある(中馬 前掲書, pp.98-99)。

56 若泉敬『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』文芸春秋, 1994で初めて秘密合意が明かされた。

57 『朝日新聞』1969.11.22, 夕刊。

58 若泉 前掲書, pp.447-448に日米共同声明についての合意議事録として掲載されている。

59 佐々木 前掲論文, pp.243-244。

60 たとえば、ライシャワー発言の際の園田直外相発言(『朝日新聞』1981.5.18, 夕刊)。

61 米国のNCND政策については、ヤン・ブラヴィッツ(山脇啓造訳)「『核兵器の存在を肯定も否定もしない政策』について」『軍縮問題資料』109号, 1989.12, pp.44-60を参照。

62 内閣総理大臣官房広報室編『全国世論調査の現況 昭和50年版』1975, p.474掲載の『朝日新聞』1974年11月実施の世論調査。

63 佐々木 前掲論文, p.233。

て日本外交自体の国際的な信用を貶めることも懸念される。「密約」によらずに、事前協議制の再生によって日本の非核政策の信頼性を回復し、その上で日米安保条約に基づく一層健全な日米関係の基盤を再構築するチャンスが、これまで日米両政府になかったのであろうか。

恐らく、米軍の海洋配備戦術核兵器の撤廃(1992年7月に完了)及びその後の水上艦からの「核兵器能力」の撤去が行われた1990年代前半⁽⁶⁴⁾の時期は、そのチャンスだったかもしれない。核能力のない艦艇が米海軍の大多数を占めるようになることが予想された1990年初めの時点で、米海軍の原潜乗組み士官が軍事合理性追求の観点から「核能力のない艦艇を明確にして得るメリット〔すなわち核能力を否定して得られる行動の自由〕のほうが、NCND政策によって受ける制約〔すなわち反対派からの妨害をはじめとする軍事的不自由〕を上回ることになる」とNCND政策の変更を、米海軍協会の雑誌で提言していた⁽⁶⁵⁾。これは、日本側が「持ち込ませず」原則の再保証を要請した場合に、米国側(少なくともその一部)にもこれに応じる論理があったことを示している。その意味で、その種の要請を日本側から提起すれば、事前協議制の蘇生による日米関係再確立の契機となったかもしれない。しかし実際には、冷戦終結後も、日本政府は従来通りに「米国から事前協議の申し出がない以上は核兵器の持ち込みはない」という立場を崩すことはなく、米国政府によりNCND政策に変更が加えられることもなかった。

IV 非核三原則と核不拡散条約(NPT)

前章で見たように「持ち込ませず」原則の不徹底によって、当初から揺らぎを見せてきた非核三原則であるが、他の「持たず」「作らず」の両原則に関しては、これまでのところ、非核三原則全体を根底から揺るがすような事態に至ったことはない。本章で、非核三原則と日本の核不拡散条約(NPT)体制への参加問題について検討することにした。

1 NPT参加前史—原子力基本法の制定

日本は、前に述べたように昭和30(1955)年制定の原子力基本法第2条で、原子力の研究・開発・利用を平和目的に限ると謳って以来、「作らず」を実践してきた。

原子力基本法制定には、次のような背景事情が指摘できるだろう。国際的な背景として、1953年末に米国のアイゼンハワー大統領が、国連総会における「平和のための原子力(Atoms for Peace)」演説で、国際原子力機関(IAEA)創設を通じた原子力の平和利用を提唱したことが挙げられる。これにより米国は、それまでの「核の独占」状態継続のための「機密化」政策を大きく転換し、二国間及び多国間の原子力に関する国際協力を積極化した⁽⁶⁶⁾。

国内でも、この米国の政策転換に呼応して、中曽根康弘議員ら改進黨系の議員によって昭和29(1954)年度予算に初の原子力予算が急遽盛り込まれた⁽⁶⁷⁾。これを受けて原子力開発を推進するための法制の整備が徐々に進められる中で、自民・社会両党の共同議員立法によって原

⁽⁶⁴⁾ 梅林 前掲書, p.168.

⁽⁶⁵⁾ Nicolas L. Flacco, "Whether to Confirm or Deny?", *U.S. Naval Institute Proceedings*, January 1990, pp.52-56. ; 梅林宏道「NCND政策と非核三原則」『軍縮問題資料』114号, 1990.5, pp.75-79.

⁽⁶⁶⁾ 黒崎 前掲書, pp.5-6.

⁽⁶⁷⁾ 保守合同以前の保守3政党鼎立状況を利用して、原子炉研究調査費2億3,500万円、ウラン探鉱費1,500万円、国立国会図書館原子力関係資料費1,000万円の計2億6,000万円の原子力予算を改進黨が昭和29年度予算案修正案として提案し了承された。ちなみに原子炉研究調査費2億3,500万円はウラン235のもじりだという(佐々木 前掲論文, p.214.)。

子力基本法が制定された⁽⁶⁸⁾。一方、広島・長崎の原爆を経験した核物理学者を中心とした日本学術会議には、核兵器研究拒否の姿勢が強かった⁽⁶⁹⁾上に、同じ時期に第五福竜丸事件も発生し、「被爆国日本」というナショナル・アイデンティティに根ざした原水爆禁止運動が誕生した⁽⁷⁰⁾。原子力の研究・開発・利用を平和目的に限り、民主的運営の下に、自主的に行い、成果を公開するとした原子力基本法の制定の背後に、このような内外事情があった。

原子力基本法の制定によって、国内法上で「作らず」という原則が昭和30(1955)年に確立された。これに「持たず」と「持ち込ませず」の2つの原則が加わって、昭和42(1967)年末の佐藤首相による非核三原則表明、翌年1月の非核三原則を含む核四政策提唱、そして昭和46(1971)年11月の国会決議へと続き、日本の宣言政策としての非核三原則が確立された。しかし、その時点で、非核三原則は、依然として日本による広い意味での一方的軍縮措置の一環に過ぎず、非核三原則が日本の国際的な公式の約束となるには、核不拡散条約(NPT)の批准を待たねばならなかった。

2 日本のNPT参加

アイゼンハワー米大統領の「平和のための原子力」演説を皮切りに、1950年代後半から先進各国で原子力の平和利用が始まった。また、米ソ英3国に続いて、1960年にフランスが、1964

年に中国がそれぞれ核実験を実施して核兵器保有国となった。このため、核兵器保有国が増加して、結果的に核戦争の危険が増大する懸念が生じた。そこで、米ソ両国は、ジュネーブの18か国軍縮委員会(ENDC)の共同議長国として、1965年からNPT交渉を主導した。米ソ両国により起草された条約案が1966年に公表されて、ENDC及び国連総会で条約審議が行われた末、NPTが成立した。NPTは1968年7月に署名のために開放され、1970年3月に発効した⁽⁷¹⁾。

NPTの特色は、①これ以上核保有国を増やさないための「水平的核拡散」防止規定、②核兵器国に核軍拡停止や核軍縮を努力するよう求める「垂直的核拡散」防止規定、そして、③以上2つと相反する「潜在的核拡散」を奨励しているように見える原子力の平和利用の権利を締約国に等しく認める規定、の3種が置かれる点にある⁽⁷²⁾。「水平的核拡散」防止規定による非核兵器国の不平等感を緩和するのが、「垂直的核拡散」防止規定と平和利用に関する権利規定であるとも言えよう。さらに、非核兵器国の要求を取り入れて、有効期限を25年⁽⁷³⁾とし、同時に核不拡散の目的が実現されるよう5年ごとに再検討会議を開催する⁽⁷⁴⁾ことになった。

NPTの条約交渉の行われた時期と非核三原則成立の時期が重なった。NPTの諸規定と、非核三原則、核軍縮努力、日米安保条約に基づく核抑止力への依存、核エネルギーの平和利用という佐藤首相が提唱した「核四政策」(I章

(68) 中曽根議員は提案理由説明で、「原子燃料を使って人間を殺傷するための武器として使うとか、そういうことは別であります」と述べて、核兵器の研究・開発・利用を明確に否定した(第23回国会参議院商工委員会会議録第6号 昭和30年12月16日 p.16)。

(69) 佐々木 前掲論文, pp.214-215.; 原子力開発十年史編纂委員会編『原子力開発十年史』日本原子力産業会議, 1965, pp.32-35.; 藤田祐幸「わが国の核政策史—軍事的側面から—」『社会評論』132号, 2003, p.49.

(70) 黒崎 前掲書, pp.7-8.

(71) 佐藤栄一・木村修三『核防条約—核拡散と核不拡散の論理—』(国際問題新書) 日本国際問題研究所, 1974, pp.3-42.

(72) 同上, pp.43-53.

(73) 条約発効25年後の1995年にNPT再検討・延長会議がニューヨークで開催され、NPTの無期限延長が無投票で決まった。

(74) 最近のNPT再検討会議は2005年に開かれたが、米ブッシュ政権が核不拡散と核軍縮のリンクを嫌い、かつ核不拡散に対しては有志連合方式に力点を置くスタンスであったことが大きく影響して、何の成果文書も出ず「失敗だった」(阿部信泰国連事務次長 [『毎日新聞』2005.5.29]) と言われる。

参照) とには親和性があり、基本的に日本はNPTの理念に賛成のはずであった。しかし、条約の交渉過程を通じて、日本政府は米国の「核の傘」(核抑止力への依存)を害する積極的な核軍縮推進規定の挿入には慎重であった。これには1964年の初核実験以来着々と進む中国の核武装に対応するためには、米国の核抑止力に依存せざるを得ないという日本政府の戦略的立場が影響していたと言われる⁽⁷⁵⁾。ここにもII章で述べた非核三原則と「核の傘」の軋轢という、日本の安全保障政策の特徴が見てとれよう。

NPTに関する国内論議の特徴は、ナショナリズムに根ざした論議の台頭であった⁽⁷⁶⁾。NPTが「核兵器国」と「非核兵器国」の区分を前提にしていることに起因する不平等感が与野党、左右両派を問わずに見られ、これがナショナリズムと結びついたNPT批判となった。

その1つは、「日本がNPT署名によって永久に『二等国』の地位に置かれる⁽⁷⁷⁾」という危惧に代表される政治的ナショナリズムからのNPT批判である。もう1つは、原子力の平和利用に関連した保障措置(査察)の差別的な適用によって、日本が経済的にも技術的にも不利な立場に立たされるのではないか⁽⁷⁸⁾という経済ナショナリズム的観点からの批判である。こ

れらは主に与党や産業界からの批判で、将来の核兵器開発の選択肢を保持すべきだという「フリー・ハンド」論につながり得る議論⁽⁷⁹⁾でもあった。これに対して、野党各党は、NPTが核保有国の核軍縮を努力規定にとどめている点で「不平等条約」であると見なし、非核三原則を貫徹して自主独立の平和外交を行うべきだ⁽⁸⁰⁾という、第3の平和主義的ナショナリズムとも呼ぶべき批判を展開した。

こうした国内の慎重・反対論を背景に、NPTへの署名と批准を先延ばしにしてきた日本政府は、同条約の発効が確実となったため、署名と批准を分割して対処することとし、1970年2月にNPTに署名した。同時に、条約批准までの間、核軍縮、安全保障、原子力平和利用の3つの条件について慎重に考慮するとの政府声明を発表した。これは、自民党内の反対論に配慮するとともに条約批准を進めるかどうかの判断材料・条件を内外に明示するものであった⁽⁸¹⁾。

結局、日本のNPT批准は1976年まで持ち越された。署名から批准まで年数を要した理由として、国内的には自民党内の反対論を抑えるために上記の3条件のクリアが必要とされたことが大きい。3条件のうち政府が力点を置いたのは、平和利用のための保障措置協定における査察の実質的平等性の確保で⁽⁸²⁾、日本が欧州原

(75) 黒崎 前掲書, p.86.

(76) 駐日米国大使館から国務省宛の報告「A-1398, Tokyo to DOS, April 17, 1967」(『アメリカ合衆国対日政策文書集成 第11期—日米外交防衛問題1967年— 第6巻』柏書房, 2002, pp.279-280所収)は、核兵器反対を主張してきた日本にもかかわらず、NPTが「不平等条約」だとの認識が日本でコンセンサスとなっている点を、国内におけるナショナリズムの復活と関連づけて分析している。他に、中島信吾『戦後日本の防衛政策—「吉田路線」をめぐる政治・外交・軍事—』慶応義塾大学出版会, 2006, pp.249-282も参照。

(77) 牛場信彦外務審議官が1966年末にカツェンバック米国務次官との会談で表明した見解(黒崎 前掲書, pp.80-81.; 中島 同上, pp.264-265.)。

(78) 佐藤・木村 前掲書, pp.145-147.; 西連寺大樹「日本の核兵器不拡散条約調印・批准過程と日米安全保障条約I」『政治経済史学』448号, 2003.12, pp.30-33.

(79) たとえば、V章1で紹介する、昭和44(1969)年9月作成の外務省文書「わが国の外交政策大綱」で、核に関する外交上の政策選択はフリー・ハンドにすべきとの議論を行っている。

(80) 佐藤・木村 前掲書, p.130.; 西連寺 前掲論文, pp.27-30.

(81) 黒崎 前掲書, p.236.

(82) 佐藤・木村 前掲書, pp.161-162.

子力共同体 (EURATOM) 並みの保障措置の適用を確保した協定をIAEAとの間で仮調印したのは1975年2月であった。これを機に、政府のNPT批准に向けた勢いが増すことになった。

米国の対日政策も日本のNPT批准に影響を及ぼした。米務省は、核不拡散推進の観点から、日本のNPT批准を促す立場をとってきたのに対して、ホワイトハウスは必ずしも同じ立場ではなかった⁽⁸³⁾。ニクソン大統領とキッシンジャー補佐官は、絶対的不拡散を目標とするのではなく、核拡散の現実を認識した上で核拡散の影響を最小限に止めようとし、場合によっては、核拡散をカードとして使うことさえも行った⁽⁸⁴⁾。米中接近の潮流の中で、1972年1月の日米首脳会談において、ニクソン大統領は佐藤首相に「NPTに批准しないことで仮想敵国に気を揉ませること」ができるという趣旨の発言を行う⁽⁸⁵⁾。一方、翌2月の米中首脳会談では、「日本軍国主義復活」を恐れる周恩来首相にニクソン大統領が「日本カード」を切り⁽⁸⁶⁾、日米安保条約は軍国主義日本や核武装国日本をつくらないために必要であるという議論 (いわゆる「瓶のふた」論⁽⁸⁷⁾) を展開した。日本がNPTを批准しないことが米国の「日本カード」行使の条件となったことから、核不拡散重視の米務省の基本姿勢にもかかわらず、日本では米側の対日NPT批准圧力は低いものと認識されて、政治課題におけるNPT批准の優先度を下げることにつながった⁽⁸⁸⁾。

上述のIAEAとの保障措置協定の妥結後、昭和50 (1975) 年4月にNPTが承認案件として国会に上程され、最終的に昭和51 (1976) 年5月に国会の承認手続きを終え、6月8日に批准書を寄託、条約として公布された。

NPT批准によって、日本は核兵器の研究・開発・製造を行わず (「作らず」)、核兵器を他国から譲り受けない (「持たず」) という2つの義務を国際法上で負うことになった。言い換えると、昭和46 (1971) 年の国会決議によって「国是」となったとはいえ、ここまでは日本による一方的軍縮措置でしかなかった非核三原則 (少なくともそのうちの二原則) が、NPT批准により、国際条約の裏づけを得た。これによって、非核三原則は、明らかにその信頼感を増すことになった。以後、日本は保障措置協定に加えて、平成11 (1999) 年には、原子力発電を行っている国として初めて保障措置協定追加議定書も締結・批准し、査察を積極的に受入れてきており、「IAEAの優等生」と呼ばれている。

V 非核三原則と日本核武装論

I章で述べたように、非核三原則は昭和46 (1971) 年以来「国是」と位置づけられてきた。歴代首相が非核三原則を「国是」と位置づけた国会答弁は過去83回に及ぶが、答弁の文脈を仔細に見ると、直近の3回の答弁 (平成18年11月8日の安倍晋三首相答弁、平成14年6月12日の小泉

⁽⁸³⁾ 黒崎 前掲書, pp.223-269.

⁽⁸⁴⁾ その好例が1974年のインドの核実験後にキッシンジャーが展開した対印外交で、核問題に関する2国間秘密対話を求め、国際安全保障への影響を最小にしようとした (George Perkovich, *India's Bomb: The Impact on Global Proliferation*, Berkeley: University of California Press, 1999, pp.184-185.)。

⁽⁸⁵⁾ 黒崎 前掲書, pp.239-240.

⁽⁸⁶⁾ 毛里和子・毛里興三郎訳『ニクソン訪中機密会談録』名古屋大学出版会, 2001, pp.101-103.

⁽⁸⁷⁾ 1990年3月に在沖縄米海兵隊司令官ヘンリー・スタックポール少将がワシントン・ポスト紙のインタビューに答えて、「米軍が日本から撤退すれば、すでに強力な軍事力を日本はさらに増強するだろう。我々は『瓶のふた』のようなものだ」と発言した (Marine General: U.S. Troops Must Stay in Japan, *Washington Post*, March 27, 1990, p.A14.) のを機に、在日米軍の役割を日本の軍事大国化抑制のためだとする考え方を指して使われてきたが、その起源を辿れば、敗戦後の連合軍による日本占領にまで遡ることになるだろう。

⁽⁸⁸⁾ 石井修「解題『政治・外交 日本 (POL Japan)』」『アメリカ合衆国対日政策文書集成 第18期一日米外交防衛問題1972年・日本政治・外交編一 第1巻』柏書房, 2006, p.11.

純一郎首相答弁、平成11年10月27日の小渕恵三首相答弁⁽⁸⁹⁾は、いずれも日本の核武装を否定する文脈で用いられた。これら3回より前に首相が「国是」と位置づける答弁を行ったのは、はるかに遠く平成3（1991）年以前の例になってしまう。また、他の80回の答弁の大半は、米国の核戦略への日本の直接的関与を否定する文脈で用いられるか、または一般的に日本の軍事大国化を否定する文脈で使われてきた。

「IAEAの優等生」と評されて、非核三原則によって、核兵器を「持たず」「作らず」と宣言してきた日本に関して、なぜ近年、核武装論議が高まったのか、そして、核武装論と非核三原則との関係を私たちはどう捉えればよいのか、以下で検討してみよう。

1 冷戦期の日本核武装論

最近の日本核武装論の検討に入る前に、冷戦期の日本核武装論に関して4点を指摘しておきたい。第1に、日本が核武装するのではないかという外国の疑惑は必ずしも新しいことではない。敗戦後の日本の非軍事化の一環として、戦時中の原爆研究・開発用設備の廃棄と日本での原子力研究の禁止を命じたのは連合軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）であった⁽⁹⁰⁾。占領

期に「上から押し付けられた非核化」⁽⁹¹⁾が徹底的に行われたにもかかわらず、講和条約後に原子力研究を再開した日本について、米務省の報告が1950年代後半に早くも日本防衛に関連して一部政府関係者が核兵器導入を検討している可能性があると言及した⁽⁹²⁾。その後も、米国では冷戦期及び冷戦後にたびたび日本の核武装が取り沙汰されてきた⁽⁹³⁾。

第2に、原子力基本法の制定によって核兵器を製造しないこと（「作らず」）を原則にした政府も、核兵器を保有する（「持つ」）かどうかに関しては、必ずしも「持たず」という原則で一貫してきたわけではない。岸首相は、昭和32（1957）年2月に「原子兵器は持たない」方針を示した⁽⁹⁴⁾が、同年5月には、自衛の範囲を越えない限り、核兵器を保有しても憲法に違反するわけではないとの趣旨の答弁を行った⁽⁹⁵⁾。この憲法解釈によりつつ、翌年4月、あらためて「政策としていかなる核兵器も持たない」⁽⁹⁶⁾として、「持たず」原則を明確にした⁽⁹⁷⁾。以後、憲法9条2項にいう自衛のための必要最小限の範囲に属する核兵器があれば、それは持ち得るが、非核三原則によって一切の核兵器を持たないという政策的選択をしている⁽⁹⁸⁾、というのが政府の公式見解となってきた⁽⁹⁹⁾。

89) 第165回国会衆参両院国家基本政策委員会合同審査会会議録第2号 平成18年11月8日 p.3.; 第154回国会衆参両院国家基本政策委員会合同審査会会議録第2号 平成14年6月12日 p.1.; 第145回国会参議院決算委員会（閉会後）会議録第8号 平成11年10月27日 p.3.

90) 笹本征男訳『GHQ日本占領史 51 日本の科学技術の再編』日本図書センター, 2000, pp.5-6, 14-15.; 佐々木前掲論文, pp.208-211.

91) 黒崎 前掲書, p.5.

92) 「国務省報告書核兵器、核戦争への日本のかかわり（1957年4月22日付）」新原編訳 前掲注(40), pp.46-47.

93) 冷戦後の日本核武装論は第2節に譲るとして、冷戦期の米国の日本核武装論に次のようなものがある。1966年に空軍に提出された報告は、1970年代初めに日本は独自核兵器開発の技術・経済資源を持つだろうが、国内政治情勢から1980年代まで開発着手は難しいとした。1974年のCIA文書は、米政府内で、国務省と陸軍は日本が核兵器開発に進まないとするのに対して、海軍・空軍の情報部門は国家目標達成のために日本の指導者が核兵器開発を1990年代初めにも決定する可能性があるとしていた（神谷万丈「海外における「日本核武装論」」『国際問題』426号, 1995.9, p.60.）。

94) 第26回国会衆議院予算委員会会議録第3号 昭和32年2月8日 p.3.

95) 第26回国会参議院内閣委員会会議録第28号 昭和32年5月7日 p.5.

96) 第28回国会参議院内閣委員会会議録第30号 昭和33年4月18日 前掲注(6)に同じ。

97) 桜川 前掲論文, p.64.

98) その典型と言えるのが、昭和57年4月5日の角田禮次郎内閣法制局長官の答弁（第96回国会参議院予算委員会会議録第20号 昭和57年4月5日 p.18.）。

第3に、今では比較的よく知られた事実であるが、1964年10月の中国による核実験の約3か月後、1965年1月の日米首脳会談の席で、佐藤首相は「個人的には中国が核兵器を持つならば、日本も核兵器を持つべきである」と発言した⁽¹⁰⁰⁾。ただし、発言自体が秘密にされたため、米国での外交文書公開や情報自由法を用いた近年の調査によって、米国側の記録から明らかになった。この佐藤発言は、核保有論の背後に日本のナショナリズムを垣間見せることになって、当時の米国に日本が核不拡散の対象であることを強く再認識させた。同時に、中国の核の脅威に直面した日本が、米国から「核の傘」の再保証を引き出そうという「外交カード」として日本核武装を用いた可能性もあるかもしれない⁽¹⁰¹⁾。いずれにせよ、当時の国内の非常に強い反核意識の下で、このような発言を首相は国民に公表することができなかった。

第4に、日本政府内で過去に核武装という政策選択肢が議論・研究されたかに関し、その全容は不明ながら、新聞報道等で次のような複数の事実が明らかになっている。まず、非核三原則が提唱され、NPT署名を目前にした1960年代終りに、内閣調査室が、委託研究によって「日本の核政策に関する基礎的研究」をとりまとめた。核武装の技術的・組織的側面を扱う第1報告(1968年)と戦略・外交・政治的側面を扱う第2報告(1970年)から成り、結論として、

プルトニウム原爆の少数製造は可能だが、財政負担増や外交的孤立を招くことなどを理由に核武装を否定した⁽¹⁰²⁾。

また、昭和44(1969)年9月25日付で、外務省内の外交政策企画委員会が、極秘文書「わが国の外交政策大綱」をとりまとめて、当面核兵器は保有しないが、核兵器製造の経済的・技術的能力は常に保持し、これに対する掣肘を受けないよう配慮するという、核政策における「フリー・ハンド」論に依拠する方針を確認した⁽¹⁰³⁾。

さらに、昭和56(1981)年7月刊行の防衛庁防衛研修所の報告書『わが国の防衛政策のあり方』の一節「核装備について」において、当時、欧州に続いて極東への配備が懸念され始めていたソ連の戦域核ミサイルSS-20に対して、日本の対抗措置として戦域核戦力による核武装を検討したが、有効な対抗手段たりえないというのが結論であった⁽¹⁰⁴⁾。以上のように、政府内ではその時々国際情勢に応じて、核武装の選択肢が一それが実際に採用されることはなかったが一検討されてきたのも事実のようである。

これらのことから、政府は、憲法上は核兵器保有も禁じられるわけでないことを強調しつつ、それぞれの時期に非核政策以外の政策選択も視野に入れていたことが示唆されるだろう。非核三原則をもとにした今日の「非核の日本」は、1976年のNPT批准によって最終的に確立

⁽⁹⁹⁾ 平成14(2002)年5月13日に安倍晋三官房副長官が早稲田大学の講演で「法律論としては、憲法上小型であれば原子爆弾だって持てる」と述べた(『サンデー毎日』81巻22号, 2002.6.2, pp.24-27)ことが問題とされ、この安倍副長官の発言に対する見解を問われて、福田康夫官房長官が記者団に「理論的には核兵器を保有できる」と答えて(『東京新聞』2002.6.1)、国会で問題とされた。安倍、福田両氏の法律論は、この政府公式見解を踏まえたものであろう。

⁽¹⁰⁰⁾ 『朝日新聞』2001.9.23.; 佐々木 前掲論文, p.251.; 黒崎 前掲書, p.58.; 太田昌克『盟約の闇—「核の傘」と日米同盟—』日本評論社, 2004, p.207.

⁽¹⁰¹⁾ 黒崎 同上, pp.54-63. ただし、黒崎氏は、「外交カード」というには切り方が効果的ではなく、佐藤首相の発言を米政府首脳への反応を試す観測気球だったのではないかと推測している(同書p.60)。

⁽¹⁰²⁾ 『朝日新聞』1994.11.13. なお、蠟山道雄国際文化会館調査室長が担当した第2報告にあたると思われる報告が、内閣調査室の『調査月報』173号, 1970.5, pp.1-17にM・R名の論文「日本の核政策に関する一考察」として掲載されているので、同報告を「秘密報告」と呼ぶには若干の疑問がある。

⁽¹⁰³⁾ 『毎日新聞』1994.8.1. なお、掣肘(せいちゅう)とは、周囲からの干渉の意。

⁽¹⁰⁴⁾ 内藤酬「80年代核武装研究から現在の核保有論を問う」『軍縮地球市民』8号, 2007, pp.40-45.

されたものであり、1960年代から1970年代半ばまでは、「非核の日本」とは別の選択肢があり得たかもしれない時代であった。その意味で、佐藤首相による昭和42（1967）年末から翌年初めの非核三原則の提唱と並んで、政府が昭和45（1970）年に初の『防衛白書』を刊行して「非核中級国家」を提唱し、翌年にこれを「非核専守防衛国家」と呼び換えたこと⁽¹⁰⁵⁾、さらに同年に非核三原則が国会決議されたことなど、それぞれは、「非核の日本」へと舵を切る積極的な政策選択を行った画期となる出来事だったと言えるだろう。

2 冷戦後の日本核武装論

(1) 日本核武装論興隆の背景

冷戦後の国内外での日本核武装論の高まりには、1993年から1994年、1999年から2000年、2003年から2004年、そして2006年から今年の4回ほどの波がある。

一般に、冷戦後の日本核武装論の興隆の理由として3つの要因が指摘される⁽¹⁰⁶⁾。第1に、北朝鮮の核兵器開発疑惑とミサイル開発が国際的に注目を集めて、北朝鮮がその両方を入手した場合、日本はそれに対抗するために核武装を目指す可能性があるとの見方が広がった。第2に、プルトニウムの平和利用計画や民生用のH-2ロケット開発計画が、日本の将来の核兵器計画の布石ではないかとの声が海外で広がった。第3に、1995年のNPT延長会議を前に、1993年の東京サミットで日本政府がNPTの無期限・無条件延長を即座に支持しなかったため、諸外国に日本が核オプションを残したかのような印象が広がった。

ただ、1995年にNPTが無期限延長になったために第3の要因は重要ではなくなったとも言えるが、逆に北朝鮮の2003年の核保有発言と2006年の核実験の実施のあと、第1の要因の比重が非常に大きくなった。この点は、上記の4回の波が北朝鮮による核やミサイル関連の活動（1993年NPT脱退宣言、1998年弾道ミサイル・テポドン発射、2003年NPT脱退宣言、2006年核実験実施）と連動していることで間接的に裏付けられるだろう。

本稿で十数年間の個々の議論を紹介する余裕はないので、国内外の代表的な日本核武装論について、特に昨年の北朝鮮の核実験後に提起された核武装論を瞥見することにしたい。

(2) 冷戦後の国外の日本核武装論

まず、冷戦後に国外で日本核武装論に理論的な裏づけを与えたのが、ケネス・ウォルツ・カリフォルニア大学教授の1993年の論文である⁽¹⁰⁷⁾。同教授の提唱するネオ・リアリズムの理論によれば、無政府状態の国際システムにおいては自助が原則とされる。すでに経済力によって大国並みになっている日本は、自助により全てを賄える大国たる地位を求めて自立の道を歩まずにはいられない。日本も他の大国に倣って核武装して抑止力を獲得するのが最も合理的な行動である。以前から「大国間での核拡散は平和をもたらす」という独自の見解を主張してきた⁽¹⁰⁸⁾同教授は、結論として日本の核武装を歓迎する姿勢を示した。「核拡散が平和をもたらす」という主張はともかく、論文発表の時期が北朝鮮の核開発疑惑が大きくなった時期と重なったため、日本の核武装化の予想に信憑

⁽¹⁰⁵⁾ この非核中級国家路線を主導したのが中曽根康弘防衛庁長官であった（添谷芳秀『日本の「ミドルパワー」外交—戦後日本の選択と構想—』（ちくま新書）筑摩書房、2005、pp.143-146.;等 前掲論文、pp.27-28.）。

⁽¹⁰⁶⁾ 神谷 前掲論文、p.62.; Yuri Kase, “The Cost and Benefits of Japan’s Nuclearization: An Insight into the 1968/70 Internal Report”, *The Nonproliferation Review*, Summer 2001, p.55.

⁽¹⁰⁷⁾ Kenneth N. Waltz, “The Emerging Structure of International Politics”, *International Security*, Vol.18 No.2, Fall 1993, pp.44-79（抄訳が『諸君』26巻4号、1994.4、pp.66-76に掲載）。

⁽¹⁰⁸⁾ Kenneth N. Waltz, *The Spread of Nuclear Weapons: More May Be Better* (Adelphi Paper No.171), London: IISS, 1981, p.30.

性を与えるものとなっただろうことは想像に難くない⁽¹⁰⁹⁾。

こうして理論的な裏づけを得た外国、特に米国の日本核武装論には、大きく3つのタイプがある。第1は、ウォルツ教授と同様に日本の核武装を各種の理由から歓迎する議論である。2006年の北朝鮮の核実験後にブッシュ政権に近い保守派の論客2人が相次いで日本の核武装を奨励する見解を主要紙で表明した⁽¹¹⁰⁾。たとえば、ブッシュ大統領の元スピーチライターのデビッド・フラム氏は「日本の核武装は中国と北朝鮮への懲罰となるだけでなく、イランに核武装を思いとどまらせるという米国の目標にも合致する」⁽¹¹¹⁾と主張した。

第2は、日本の核武装の可能性が高まったと見る点では第1のタイプと同じだが、日本の核武装には反対する議論である。近隣国による核実験という戦略環境の変化に対して、日本が核保有論議を行うのは自然だが、地域情勢を不安定にするとともに核のドミノを誘発するため、日本は核武装すべきではないと主張する⁽¹¹²⁾。日本独自の核武装の代わりに、日米同盟体制の強化による「核の傘」の再保証を重視するのがこのタイプで、ライス国務長官も北朝鮮の核実験後に来日して、日本に対する米国の「核の傘」の堅持を麻生太郎外相に強調した⁽¹¹³⁾。

第3は、日本の核武装の可能性を示唆する「日本カード」の利用によって、日本の核武装に最も敏感な中国に対して対北朝鮮圧力を強め

させて、北朝鮮の核開発を中止に追い込もうという議論である⁽¹¹⁴⁾。この議論は、2002年10月に北朝鮮が核兵器開発計画を認めた後に、マッケイン共和党上院議員やチェイニー副大統領などが主張した⁽¹¹⁵⁾もので、第1のタイプに分類した今回の議論にも、この種の対中牽制の意図を含むものもある⁽¹¹⁶⁾。

(3) 最近の国内の核武装論

これらに対して、2006年の北朝鮮の核実験後に日本国内で盛んになった「日本核武装論」は、核武装の是非そのものの議論、あるいは核保有した場合の対外関係や戦略論に関する議論ではなく、日本の核兵器保有に関する議論を行うべきかどうかという限定的な議論であった。すなわち、テレビの報道番組での中川昭一自民党政調会長による「憲法でも核保有は禁じられていない。核があれば攻められにくくなる。核保有に関する議論はあってよい」との発言⁽¹¹⁷⁾を発端に、その種の核保有に関する議論は行われるべきであると麻生外相が国会で答弁した⁽¹¹⁸⁾。これらの発言について、安倍首相は「政府として非核三原則を堅持する方針は不変だ」としつつも、「政府や党の機関以外での〔核保有に関する〕議論を封鎖することはできない」と説明して、閣僚等によるその種の議論を容認する姿勢をにじませた⁽¹¹⁹⁾。

一般的に核武装を含めて安全保障に関する議論は積極的に行われるべきだろう。平成18

⁽¹⁰⁹⁾ 神谷 前掲論文, p.63.

⁽¹¹⁰⁾ David Frum, "Mutually Assured Disruption", *New York Times*, Oct 10, 2006, p.A25. ; Charles Krauthammer, "World War II Is Over", *Washington Post*, Oct 20, 2006, p.A21.

⁽¹¹¹⁾ Frum, *ibid.*.

⁽¹¹²⁾ 「ウィリアム・ペリー元国防長官世界を語る」『日本経済新聞』2007.3.3.

⁽¹¹³⁾ 『日本経済新聞』2006.10.19.

⁽¹¹⁴⁾ 『日本経済新聞』2006.10.24.

⁽¹¹⁵⁾ マッケイン発言は『東京新聞』2003.2.18、チェイニー発言は『東京新聞』2003.3.18.

⁽¹¹⁶⁾ Krauthammer, *op. cit.* (内容紹介記事として『産経新聞』2006.10.22).

⁽¹¹⁷⁾ 『東京新聞』2006.10.16.

⁽¹¹⁸⁾ 第165回国会衆議院外務委員会議録第1号 平成18年10月18日 p.21, 同 第2号 平成18年10月25日 p.14など.

⁽¹¹⁹⁾ 『毎日新聞』2006.10.28.; 第165回国会衆参両院国家基本政策委員会合同審査会会議録第2号 平成18年11月8日 p.3の安倍首相発言。

(2006)年9月に世界平和研究所(中曽根康弘会長)が出した提言は、日米関係が変動して、同盟による「核の傘」が当てにできなくなる場合に備えて「核問題の検討」の必要性を訴えており⁽¹²⁰⁾、今回の中川自民党政調会長の発言も、こうした問題意識を反映したものとも言えよう。

しかし、現職の与党政策責任者や閣僚が核武装論議の積極化を呼びかけることは、次のような問題があると指摘された。第1に、日本に「核の傘」をさしかけている同盟国・米国の不信感を招きかねない⁽¹²¹⁾。第2に、6か国協議で北朝鮮に核放棄を迫ろうというときに日本が北朝鮮を批判することを自ら難しくすることになる⁽¹²²⁾。第3に、発言者の「肩書き」と「核保有」という言葉だけが独り歩きして、日本の政策転換というメッセージを諸外国に与える危険性がある⁽¹²³⁾。

また、冷戦後、防衛庁は平成7(1995)年5月と平成18(2006)年9月の2度にわたって日本の核兵器保有に関する内部報告を作成した。前者において、最悪のケースでは日米同盟破綻、核不拡散体制崩壊、周辺諸国の核武装などを引き起こして、核保有は有利でないと結論した⁽¹²⁴⁾。後者では、小型核弾頭試作までに3年以上の期間、2,000億から3,000億円の費用、技術者数百人の動員が必要で、仮に日本が核武装宣言したとしても、北朝鮮の核の脅威を独力で

ただちに抑止することはできないとされた⁽¹²⁵⁾。前節で紹介した、冷戦中の1968年～1970年にまとめられた報告「日本の核政策に関する基礎的研究」以来、1981年の防衛研修所の戦域核戦力保有に関する研究を加えると、政府が行った戦略環境の異なる時期における4度の核武装研究でいずれも否定的結論を得たことになる。政府として、日本の核武装に関する諸検討の結果を重く受けとめざるを得ないだろう。

安倍首相の言明で明らかのように、政府レベルでは非核三原則の堅持が確認されている。結局、北朝鮮の核開発に端を発した日本核武装論の隆盛にもかかわらず、「持ち込ませず」原則を含む非核三原則が揺らいでいるとは必ずしも言えない。

ただし、民間の日本核武装論の中には非核三原則の見直しを提言するものもある。国内に日本防衛のためだけの米国の戦域核兵器を配備し、「核のボタン」を日米共同で運用することで核の脅威を抑止しようという構想で、そのために、非核三原則の「持ち込ませず」原則を見直すべきだとされる⁽¹²⁶⁾。しかし、実際の米軍の核兵器保有状況などを勘案すれば、仮に日本側で「核持ち込み」が可能となったとしても、戦域核兵器を日本に配備するについては抑止目的を超える可能性もあって⁽¹²⁷⁾、その種の提言の政治的、軍事的な妥当性に疑問符もつき、必ずしも同種の議論への支持が国民や専門家の間

⁽¹²⁰⁾ 世界平和研究所「21世紀の日本の国家像(平成18年9月5日)」(<http://www.iips.org/kokkazouh.pdf>)；『産経新聞』2006.9.6.

⁽¹²¹⁾ 村田晃嗣「核論議は是非か—非核維持意義力説を」『産経新聞』2006.11.11.

⁽¹²²⁾ 大嶽秀夫「日本の核保有」論議を考える」『毎日新聞』2006.11.11.

⁽¹²³⁾ 李鐘元「核論議は是非か—戦略的論議を期待」『産経新聞』2006.11.14.

⁽¹²⁴⁾ 『朝日新聞』2003.2.20.；『読売新聞』2007.3.21.報告書のタイトルは「大量破壊兵器の拡散問題」。

⁽¹²⁵⁾ 『産経新聞』2006.12.25.報告書のタイトルは「核兵器の国産可能性について」。

⁽¹²⁶⁾ 中西輝政編著『「日本核武装」の論点』PHP研究所, 2006, pp.52-56.

⁽¹²⁷⁾ 2006年1月現在、米軍の非戦略核兵器は500基(他に790基の予備あり)で、うち潜水艦発射型のトマホーク巡航ミサイルが100基、残りの400基は欧州配備のB61型爆弾である(Natural Resources Defense Council, "Nuclear Notebook: U.S. nuclear forces, 2006", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Jan/Feb 2006, p.71)から、日本に配備可能な戦域核兵器の候補は、現時点では航空機搭載のB61型核爆弾となる。「持ち込ませず」原則を廃止する政治的リスクを負ってまで、日本にこの種の核兵器を配備する意味があるすれば、敵基地攻撃用の核兵器であり、核の脅威の抑止という機能を超えるものである可能性が高くなる。

に広がっているわけではない⁽¹²⁸⁾。

おわりに

日本は、広島・長崎への原爆投下によって、人類にとって空前で今のところ絶後の核戦争を経験した。敗戦後の連合軍による占領下で、民主化と非軍事化の一環として、上からの徹底的な「非核化」が行われたことと相俟って、国民の間に極めて強い反核意識が培われてきた。こうした国民意識を背景に、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則が、佐藤政権によって、沖縄の「核抜き本土並み」返還が進められる過程で、昭和42（1967）年末に提唱された。非核三原則は、さらに昭和46（1971）年に国会で決議されて、単なる一政権の政策から、国是に格上げされて、今日に至っている。

日本は、国内法として原子力の平和利用を規定した原子力基本法を定め、国際法的には核不拡散条約を批准したことから、核兵器を「持たず」「作らない」という原則には法的な裏づけも有している。「持ち込ませず」原則についても、日米安保条約第6条に基づく事前協議の対象とされて制度的な裏づけがあったはずであるが、米国による「核の傘」（拡大抑止）の提供が優先されて、事前協議制は十全に機能しなかった。したがって、冷戦期間中、非核三原則の最大の論点は「持ち込ませず」原則が履行されているかどうかであった。冷戦終結後に、米軍が地上配備と海洋配備の戦術核兵器を撤去した時点で、日米間において事前協議制の蘇生をは

かって、日米間で「核持ち込み」に関する「密約」を解消できる可能性もあった。しかし、実際には日米両政府間にそのような種類の日米安保体制の信頼性回復に向けた動きは見られなかった。

ところで、冷戦が終わり、国内の55年体制も崩壊して、日米安保条約それ自体とは別の次元で、日本の核政策を柔軟かつオープンに論議できる国内環境が醸成されつつある。近年の「日本核武装論」の興隆もその証しであろう。ただし、それは、長年日米安保条約体制下で核論議を封じられてきた不満や対米自立を願う潜在的欲求が現れ出たに過ぎないとも評され⁽¹²⁹⁾、必ずしも柔軟性のある議論にはなっていない。

核兵器不拡散の国際的な枠組みとして定着したNPT体制を、日本が自らの核武装という選択によって危機に陥れることは得策ではないだろう。核武装の潜在的能力を有しながらも敢えて踏み切らないという選択を、これまで同様に継続することによって、NPT体制を擁護する姿勢を日本が示すことは、条約上の核兵器保有の特権を維持しながら、自らの核軍縮に対して消極的姿勢に終始してきた米、英、口、仏、中の核兵器保有国＝安保理常任理事国5か国とは対照的に相応の公正さを伴ったものとして、世界に印象付けられることになるだろう⁽¹³⁰⁾。こうした姿勢を基本にすえながら、安全保障論議の一部として、柔軟かつオープンな核政策を議論することが、いま日本に求められている。

（ひとし ゆういちろう 外交防衛課）

⁽¹²⁸⁾ 国民一般の世論調査では、2006年11月時点で、核武装に反対が68.9%に対して、核武装に肯定的意見が22.1%であった（『東京新聞』2006.11.8, 夕刊）。これに対して、2007年7月の参院選候補者へのアンケート調査では、将来にわたって核武装を検討すべきでないが、自民党候補者の57%、民主党候補者の94%であったのに対し、核武装を検討すべきとするのが、自民党候補者の32%、民主党候補者の4%であった（『毎日新聞』2007.7.16）。

⁽¹²⁹⁾ 黒崎輝「『米国から自立』への欲望」『読売新聞』2007.1.27, 夕刊。

⁽¹³⁰⁾ 櫻田淳「『日本核武装』は安全保障論議の徒花である」『中央公論』118巻6号, 2003.6, p.114.